

## 目標達成計画

作成日：平成30年12月10日

目標達成計画は、自己評価及び外部評価結果をもとに職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合います。目標が一つも無かったり、逆に目標をたくさん掲げすぎて課題が焦点化できなくならないよう、事業所の現在のレベルに合わせた目標水準を考えながら、優先して取り組む具体的な計画を記入します。

【目標達成計画】					
優先順位	項目番号	現状における問題点、課題	目標	目標達成に向けた具体的な取り組み内容	目標達成に要する期間
1	8	権利擁護に関する制度やその利用手順等に関して、現在、ホームの職員の大半が理解していない状況にある。これについては、現在、ホームに在籍する利用者にはその必要性がないからといった諸事情がある事にはあるが、それはさておき、それに関する基本的な事柄程度の情報は職員各位に周知する必要がある。	ホームを利用する者のその時々必要性等に関わらず、ホームで利用者の支援に携わる者(専門職)として、最低限知っておくべき事柄について、それ相応の情報を得る。	本体施設であるほうらいの里に存在する研修委員会とも協議の上、今後の法人の研修計画にそういった内容のものを含める事が可能かどうかの確認を取る。またそれと並行して、もしもそれが困難である等の場合の為に、町の地域包括支援センターに問い合わせの上、当センター職員による出前研修のようなものが可能かどうかの確認を行う。総じて、このいずれかの方法により当ホーム職員のそれに対する理解を得るようにする。	12ヶ月
2	10	当ホームが実施する現在の家族各位に対する意見や要望の聴取の仕方というものは、その家族がゆとりを持って、また、じっくりと考えて表出できるものとはなっていない。この点を改善する必要がある。	これまでの仕方(方法)も従来通りに実施しつつ、それに加える形で、より家族がゆとりを持ってそれを表出できる方法を実施する。また、その事を通して、利用者へのサービスの質の向上に繋げる。	六ヶ月に一回の頻度を基本として、当ホームから家族(身元引受人)に送付する郵送物(請求書)の中にアンケートのようなものを同封、発送の上、それを集約し、後の利用者に対するサービスの質の向上に繋げていく。	6ヶ月
3	36	現状、当ホーム利用者の居室戸は常に開け放たれた状態となっている。これについては、その居室戸のデザインがそれ相応のもの(外から中の状況が確認出来ないもの)といった事情があるにはあるが、それをするにしても、本人や家族からの同意等を得ずにホーム側が独断でそれを行っている状況にある。	個々の利用者の人権やプライバシー、尊厳を尊重するという意味においても、その本人や家族に連絡の上、それ相応の対応を取る。	直近で実施する本人や家族への意見聴取等の機会を通じて、左記の事についても、その意見を募る。また、その後、それらを集約の上、個々の利用者に対してそれ相応の対応を取る(※基本的には閉める方向で事を進めたいが、本人や家族が開放を求める場合は、それを最大限尊重する)。	3ヶ月
4					ヶ月
5					ヶ月

注) 項目の欄については、自己評価項目のNo.を記入して下さい。項目数が足りない場合は、行を挿入してください。